

(別添1)

## 有害物質等の判定基準及び試験検査項目

項目		種類	鉍さい	ばいじん	汚泥	燃え殻	焼却残さ	判定基準
								①～②⑥：溶出試験 ②⑦：含有試験
一般項目	油分(n-ヘキサン抽出物質)				○			5%以下
	含水率		○	○	○	○	○	おおむね 80%以下
有害物質関係	① 水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.005mg/l以下
	② カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.09mg/l以下
	③ 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	④ 有機リン化合物			○			○	1 mg/l以下
	⑤ 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	1.5mg/l以下
	⑥ ひ素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	⑦ シアン化合物			○			○	1 mg/l以下
	⑧ P C B		○	○	○	○	○	0.003mg/l以下
	⑨ トリクロロエチレン			○	○		○	0.1mg/l以下
	⑩ テトラクロロエチレン			○	○		○	0.1mg/l以下
	⑪ ジクロロメタン			○	○		○	0.2mg/l以下
	⑫ 四塩化炭素			○	○		○	0.02mg/l以下
	⑬ 1, 2-ジクロロエタン			○	○		○	0.04mg/l以下
	⑭ 1, 1-ジクロロエチレン			○	○		○	1 mg/l以下
	⑮ シス-1, 2-ジクロロエチレン			○	○		○	0.4mg/l以下
	⑯ 1, 1, 1-トリクロロエタン			○	○		○	3 mg/l以下
	⑰ 1, 1, 2-トリクロロエタン			○	○		○	0.06mg/l以下
	⑱ 1, 3-ジクロロプロペン(D-D)			○	○		○	0.02mg/l以下
	⑲ チウラム			○	○		○	0.06mg/l以下
	⑳ シマジン (CAT)			○	○		○	0.03mg/l以下
	㉑ チオベンカルブ			○	○		○	0.2mg/l以下
	㉒ ベンゼン			○	○		○	0.1mg/l以下
	㉓ セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	㉔ 1, 4-ジオキサン			○	○			0.5mg/l以下
	㉕ ふっ素及びその化合物			○	○	○	○	24mg/l以下
	㉖ ほう素及びその化合物			○	○	○	○	30mg/l以下
	㉗ ダイオキシン類			○	○*	○	○	3 ng-TEQ/g以下

※ 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出されるものに限りません。  
備考

- (1) ○印の項目について検査が必要です。ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目を追加又は省略することがあります。  
試験検査項目については、事前に相談してください。
- (2) 事業団が必要と判断した場合、検査対象廃棄物以外にも検査を求めることがあります。
- (3) 検査方法は、ダイオキシン類は含有試験、その他は溶出試験などとなります。
- (4) 検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」によるほか、国等が示す方法によります。
- (5) 検査成績は、環境計量証明事業所又は公的機関の発行したものであって、原則として処理委託申込みの6か月以内に発行されたものに限りません。